

## 仙台市発注工事における主任技術者、監理技術者等の兼務制度を改正します

本市発注工事における主任技術者、監理技術者等の制度を下記のとおり改正します。

### 記

#### 1. 主任技術者等の兼務についての改正内容

##### (1) 専任を要する主任技術者の兼務について

主任技術者が兼務可能な工事現場の相互の間隔を、10.0 km未満とします。

##### (2) 専任を要する監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）について

令和2年10月1日の建設業法改正により、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」とします。）について、別紙「仙台市発注工事の現場代理人、主任技術者の兼務について」のとおり整理しました。詳細については、仙台市ホームページによりご確認ください。

#### 2. 実施時期

令和2年12月1日以後に入札公告又は指名通知を行う契約から実施します。

※令和2年11月30日以前に入札公告又は指名通知した案件についても、発注者との協議により適用可能です。

#### 3. その他

- ・担当技術者等の従事期間の確認には、工事实績情報サービス（CORINS）等の資料提出が必要となることから、担当技術者においても、積極的に工事实績情報サービス（CORINS）にご登録下さい。

#### 【お問合せ先】

財政局契約課工事契約係  
都市整備局技術管理室

電話 022-214-8125  
電話 022-214-8290